

指定旧供給区域等小売供給約款新旧対照表

変更後				変更前			
条 項		目 次	頁	条 項		目 次	頁
章	条			章	条		
I		供給約款の適用	1	I		供給約款の適用	1
	1	適用	1		1	適用	1
	2	供給約款の認可及び変更	1		2	供給約款の認可及び変更	1
	3	用語の定義	1		3	用語の定義	1
II	4	日数の取扱い	3	II	4	日数の取扱い	3
		使用の申込み及び契約	3			使用の申込み及び契約	3
	5	使用の申込み	3		5	使用の申込み	3
	6	契約の成立及び変更	4		6	契約の成立及び変更	4
	7	承諾の義務	4		7	承諾の義務	4
	8	名義の変更	5		8	名義の変更	5
	9	ガス使用契約の解約	5		9	ガス使用契約の解約	5
III	10	契約消滅後の関係	5	III	10	契約消滅後の関係	5
		工事及び検査	5			工事及び検査	5
	11	工事の設計見積り等	5		11	工事の設計見積り等	5
	12	工事の実施	6		12	工事の実施	6
	13	工事に伴う費用の負担	7		13	工事に伴う費用の負担	7
	14	工事費等の申し受け及び精算	11		14	工事費等の申し受け及び精算	11
IV	15	供給施設等の検査	12	IV	15	供給施設等の検査	12
		検針及び使用量の算定	12			検針及び使用量の算定	12
	16	検針	12		16	検針	12
	17	計量の単位	13		17	計量の単位	13

変更後					変更前			
V	18	使用量の算定	13	追加	V	18	使用量の算定	13
	19	使用量のお知らせ	15			19	使用量のお知らせ	15
		料金等	15				料金等	15
	20	料金の適用開始	15			20	料金の適用開始	15
	21	支払期限	15			21	支払期限	15
	22	料金の算定及び申し受け	15			22	料金の算定及び申し受け	15
	23	単位料金の調整	17			23	単位料金の調整	17
	24	料金の精算等	18			24	料金の精算等	18
	25	保証金	18			25	保証金	18
	26	料金の支払方法	19			26	料金の支払方法	19
	27	料金の口座振替	19		27	料金の口座振替	19	
	27-2	料金のクレジットカード払い	19					
VI	28	料金の払込み	19	追加	VI	28	料金の払込み	19
	29	料金の当社への支払日	19			29	料金の当社への支払日	19
	30	遅取料金の支払方法	19			30	遅取料金の支払方法	19
	31	料金の支払順序	19			31	料金の支払順序	19
	32	工事費等、修繕費、検査料その他の支払方法	20			32	工事費等、修繕費、検査料その他の支払方法	20
		供給	20				供給	20
	33	供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性	20			33	供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性	20
	34	供給又は使用の制限等	20			34	供給又は使用の制限等	20
	35	供給停止	21			35	供給停止	21
	36	供給停止の解除	21			36	供給停止の解除	21
VII	37	供給制限等の賠償	22	追加	VII	37	供給制限等の賠償	22
		保安	22				保安	22
	38	供給施設の保安責任	22			38	供給施設の保安責任	22
	39	周知及び調査義務	22		39	周知及び調査義務	22	

変更後				変更前			
Ⅷ	40	保安に対するお客さまの協力	22	Ⅷ	40	保安に対するお客さまの協力	22
	41	お客さまの責任	23		41	お客さまの責任	23
		その他	23			その他	23
	42	使用場所への立入り	23		42	使用場所への立入り	23
附 則			25	附 則			25
1. 本供給約款の実施期日			25	1. 本供給約款の実施期日			25
2. 本供給約款の実施に伴う切替措置			25	2. 本供給約款の実施に伴う切替措置			25
3. ガスメーターの能力の表記に関する経過措置			25	3. ガスメーターの能力の表記に関する経過措置			25
別 表				別 表			
第1 供給区域				第1 供給区域			
第2 本支管工事費の当社の負担				第2 本支管工事費の当社の負担			
第3 本支管及び制圧器				第3 本支管及び制圧器			
第4 ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式				第4 ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式			
第5 最高圧力を超える圧力で供給する場合の使用量の算定				第5 最高圧力を超える圧力で供給する場合の使用量の算定			
第6 適用する料金表				第6 適用する料金表			
第7 早収料金の日割計算（1）				第7 早収料金の日割計算（1）			
第8 早収料金の日割計算（2）				第8 早収料金の日割計算（2）			
第9 標準熱量より2パーセントを超えて低い場合に料金から差し引く金額の算定				第9 標準熱量より2パーセントを超えて低い場合に料金から差し引く金額の算定			
第10 燃焼速度・ウォッベ指数別 表				第10 燃焼速度・ウォッベ指数			

変更後		変更前
<p>20. 料金の適用開始</p> <p>料金は、新たにガスの使用を開始した日又は36の規定により供給を再開した日から適用いたします。</p>	<p>変更</p>	<p>20. 料金の適用開始</p> <p>料金は、新たにガスの使用を開始した日又は36の規定により供給を再開した日から適用いたします。</p>
<p>21. 支払期限</p> <p>(1) お客さまがお支払いいただくべき料金の支払義務は、次の各号にかかせる日(以下「支払義務発生日」といいます。)に発生いたします。</p> <p>① 検針日(16(2)①、④及び18(8)を除きます。)</p> <p>② 18(9)、(10)又は(11)後段の規定((8)後段の規定により準じる場合を含みます。)が適用される場合は、協議の成立した日</p> <p>③ 18(8)前段又は(11)前段の規定((8)後段の規定により準じる場合を含みます。)が適用される場合は、19により使用量をお知らせした日</p> <p>(2) 料金は、(3)に定める支払期限日までにお支払いいただきます。</p> <p>(3) 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して50日目といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して50日目、休日(日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日及び1月4日、7月15日、及び12月30日をいい、22(2)及び35においても同様とします。)の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。</p>	<p>変更</p>	<p>21. 支払期限</p> <p>(1) お客さまがお支払いいただくべき料金の支払義務は、次の各号にかかせる日(以下「支払義務発生日」といいます。)に発生いたします。</p> <p>① 検針日(16(2)①、④及び18(8)を除きます。)</p> <p>② 18(9)、(10)又は(11)後段の規定((8)後段の規定により準じる場合を含みます。)が適用される場合は、協議の成立した日</p> <p>③ 18(8)前段又は(11)前段の規定((8)後段の規定により準じる場合を含みます。)が適用される場合は、19により使用量をお知らせした日</p> <p>(2) 料金は、(3)に定める支払期限日までにお支払いいただきます。</p> <p>(3) 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して50日目といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して50日目、休日(日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日及び1月4日、5月15日及び7月15日をいい、22(2)及び35においても同様とします。)の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。</p>

変更後		変更前
<p>22. 料金の算定及び申し受け</p> <p>— 料金の種類 —</p> <p>(1) お客さまは、お支払の時期により、(2)に定める早収料金又は(9)に定める遅収料金のいずれかを選択していただくことができます。</p> <p>— 早収料金 —</p> <p>(2) 当社は、料金の支払が支払義務発生日の翌日から起算して25日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(4)により算定された料金（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を支払っていただきます。</p> <p>なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。</p> <p><u>(3) 当社は、口座振替又はクレジットカードにより料金のお支払をいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にお客さまの口座から引き落とした場合、又はクレジットカード会社から当社に対する立替え払いがあった場合は、早収料金適用期間内にお支払があったものといたします。</u></p>	<p>追加</p>	<p>22. 料金の算定及び申し受け</p> <p>— 料金の種類 —</p> <p>(1) お客さまは、お支払の時期により、(2)に定める早収料金又は(9)に定める遅収料金のいずれかを選択していただくことができます。</p> <p>— 早収料金 —</p> <p>(2) 当社は、料金の支払が支払義務発生日の翌日から起算して25日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(4)により算定された料金（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を支払っていただきます。</p> <p>なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。</p> <p>(3) 当社は、口座振替により料金のお支払をいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にお客さまの口座から引き落とした場合は、早収料金適用期間内にお支払があったものといたします。</p>
<p>25. 保証金</p> <p>(1) 当社は、5(1)の申込みをされた方又は支払期限日を経過してもなお料金の支払がなかったお客さまから供給の開始若しくは再開に先立って、又は供給継続の条件としてその申込者又はお客さまの予想月額料金の3か月分（お客さまが設置しているガス機器及び将来設置を予定しているガス機器、増設する供給施設並びに前3か月分又は前年同期の同一期間の使用量その他の事情を基準として算定いたします。）に相当する金額を超えない範囲内で保証金を預かることがあります。</p> <p>(2) 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。</p>		<p>25. 保証金</p> <p>(1) 当社は、5(1)の申込みをされた方又は支払期限日を経過してもなお料金の支払がなかったお客さまから供給の開始若しくは再開に先立って、又は供給継続の条件としてその申込者又はお客さまの予想月額料金の3か月分（お客さまが設置しているガス機器及び将来設置を予定しているガス機器、増設する供給施設並びに前3か月分又は前年同期の同一期間の使用量その他の事情を基準として算定いたします。）に相当する金額を超えない範囲内で保証金を預かることがあります。</p> <p>(2) 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。</p>

変更後		変更前
<p>(3) 当社は、お客さまから保証金を預かっている場合において、そのお客さまから支払期限日を経過してもなお料金の支払がなく、かつ、当社の督促後5日以内になお支払がないときは、保証金とその利息との合計額をもってその料金に充当いたします。この場合、保証金の不足分をお客さまに補充していただくことがあります。</p> <p>(4) 当社は、預かり期間経過後、又は9の規定により契約が消滅したときは、保証金とその利息との合計額（(3)に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。）を速やかにお返しいたします。なお、<u>保証金には利息を付しません。</u></p>	変更	<p>(3) 当社は、お客さまから保証金を預かっている場合において、そのお客さまから支払期限日を経過してもなお料金の支払がなく、かつ、当社の督促後5日以内になお支払がないときは、保証金とその利息との合計額をもってその料金に充当いたします。この場合、保証金の不足分をお客さまに補充していただくことがあります。</p> <p>(4) 当社は、預かり期間経過後、又は9の規定により契約が消滅したときは、保証金とその利息との合計額（(3)に規定する未収の料金がある場合にあっては、その額を控除した残額をいいます。）を速やかにお返しいたします。利息は、保証金に対し<u>年0.5パーセントの利率</u>でその預かり期間に応じて複利により計算いたします。</p>
<p>26. 料金の支払方法</p> <p>(1) <u>料金の支払いは次の方法により、毎月お支払いいただきます。なお、法人でのガス契約の場合、原則として③クレジットカード払いの方法は利用できません。</u></p> <p>① <u>口座振替</u></p> <p>② <u>払込み</u></p> <p>③ <u>クレジットカード払い</u></p> <p>④ <u>当社が認めたその他方法</u></p> <p>(2) <u>次の場合は、払込みの方法によりお支払いいただきます。</u></p> <p>① <u>36①及び②に規定する料金</u></p> <p>② <u>口座振替又は、クレジットカード払いが不能となった場合</u></p>	変更	<p>26. 料金の支払方法</p> <p>料金は、口座振替又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いただきます。また、36①及び②に規定する料金は、払込みの方法によりお支払いただきます。</p>

変更後		変更前
<p><u>27-2 料金のクレジットカード払い</u></p> <p>(1) <u>お客さまが、料金をクレジットカード払いの方法での支払いを希望される場合、当社が指定したクレジットカード会社とお客さまとの契約に基づき、そのクレジットカード会社に毎月継続して立て替えさせる方法によりお支払いいただきます。</u></p> <p>(2) <u>お客さまが、料金をクレジットカード払いの方法での支払いを希望される場合、当社又はクレジットカード会社所定の申込フォーム等により、あらかじめ当社又はクレジットカード会社に申し込みいただきます。</u></p> <p>(3) <u>クレジットカード払いの方法での支払いを申し込まれたお客さまは、クレジットカード払いの手続きが完了するまでは、口座振替、払込みその他の方法でお支払いいただきます。</u></p>	追加	
<p>・ 料金の当社への支払日</p> <p>(1) 当社は、お客さまが料金を口座振替の方法で支払われる場合は、お客さまの口座から引き落とされた日に当社に対する支払がなされたものといたします。</p> <p>(2) 当社は、お客さまが料金を金融機関等又は当社の指定した営業所等で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等又は特約店に払い込まれた日に当社に対する支払がなされたものといたします。</p> <p>(3) 当社は、お客さまが料金をクレジットカード払いで支払われる場合、<u>クレジットカード会社から当社に対する立替払いがされた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。</u></p>	追加	<p>29. 料金の当社への支払日</p> <p>(1) 当社は、お客さまが料金を口座振替の方法で支払われる場合は、お客さまの口座から引き落とされた日に当社に対する支払がなされたものといたします。</p> <p>(2) 当社は、お客さまが料金を金融機関等又は当社の指定した営業所等で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等又は特約店に払い込まれた日に当社に対する支払がなされたものといたします。</p>

変更後		変更前
<p>付 則</p> <p>1. 本供給約款の実施期日 本供給約款は、<u>令和5年9月1日</u>から実施いたします。</p> <p>2. ガスメーターの能力の表記に関する経過措置 当社は、当面の間、ガスメーターの能力を「号数」で表記することがあります。</p>	<p>変更</p> <p>削除</p> <p>変更</p>	<p>付 則</p> <p>1. 本供給約款の実施期日 本供給約款は、<u>令和4年1月1日</u>から実施いたします。</p> <p>2. 本供給約款の実施に伴う切替え措置 （1）当社は、令和3年12月31日以前から継続して供給し、令和4年1月1日から令和4年1月31日までの間に支払義務が初めて発生する料金については、本供給約款の変更前の指定旧供給区域等小売供給約款に基づき料金を算定するものといたします。</p> <p>3. ガスメーターの能力の表記に関する経過措置 当社は、当面の間、ガスメーターの能力を「号数」で表記することがあります。</p>